

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

令和5年3月16日

市長決裁

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領(平成25年10月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、羽生市建設工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の常駐義務における同条第3項に規定する常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない工事が次に掲げる期間にあるときは、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約の締結後において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場での製作を含む工事であって、当該製作のみが行われている期間

2 前項に規定するもののほか、1件あたりの当初請負代金額が130万円以下の工事及び単価契約による工事については、現場代理人の現場への常駐を要しないものとする。

(兼務を認める対象工事)

第3条 一人の者が複数の工事の現場代理人を兼務することができる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。ただし、発注者が安全管理上の理由により兼務することが適当でないと判断した工事は、対象としない。

- (1) 次に掲げる条件のいずれも満たす工事

ア 羽生市が発注した工事であって、かつ、工事現場が市内であるもの
イ 羽生市内に本店又は契約締結権を有する支店等を有する者が受注した工事

ウ 契約当初の請負代金額が1件当たり4,000万円未満（建築一式工事については8,000万円未満）の工事

(2) 次に掲げる条件のいずれも満たす工事

ア 国又は地方公共団体が発注した工事であって、かつ、工事現場が羽生市内又は隣接市内であるもの（発注者の承諾が得られている場合に限る。）

イ 契約当初の請負代金額が1件当たり4,000万円未満（建築一式工事については8,000万円未満）の工事

(3) 次に掲げる条件のいずれも満たす工事

ア 国又は地方公共団体が発注した工事であり、かつ、工事現場が羽生市内又は隣接市内であるもの（発注者の承諾が得られている場合に限る。）

イ 羽生市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領（令和4年11月1日施行）により、同一の主任技術者が兼務する工事

2 前項の場合において、一人の現場代理人が兼務することができる工事の件数は、2件とする。ただし、同項第1号に規定する場合は、3件以内とする。

3 前項の場合において、前条に規定する常駐を要しない期間にある工事は、兼務することができる工事の件数に含まないものとする。

（兼務を認める工事の条件）

第4条 前条に規定する工事において、次に掲げる条件のいずれも満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

(1) 発注者との連絡体制が確保されていること

(2) いずれかの工事に常駐していること

(3) 既に配置している工事の発注者から兼務の承諾を得ていること

(4) 必要に応じて代行者を配置し、安全管理及び現場の取締りに支障を

生じさせないこと

(兼務を認める対象工事の明示)

第5条 第3条の兼務を認める対象工事を適用する場合には、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）にその旨を記載し、明示するものとする。

2 前項の場合において、第3条第1項各号に規定する条件を満たしている工事で、入札公告等に兼務の適用が記載されていない場合には、現場代理人の常駐義務緩和に関する照会兼回答書（様式第1号）（以下「照会兼回答書」という。）による受注者からの照会により、適用の有無を回答するものとする。

(兼務の手続)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、現場代理人の兼務届（様式第2号）に他の工事が兼務可能であることを確認できる書類（入札公告等又は照会兼回答書）を添付して、各工事の発注者に提出しなければならない。この場合において、発注者が羽生市以外の者である場合は、受注者は羽生市以外の発注者に対し、照会兼回答書を提出し、兼務を認める回答を受けたものとする。

(施工管理に関する取扱い)

第7条 受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層の配慮をしなければならない。

(適用除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当する工事は、本要領の適用除外とする。

- (1) 羽生市建設工事低入札価格取扱要綱（平成28年告示第37号）第2条第2号の低入札価格調査を経て契約を締結した工事
- (2) 羽生市建設工事共同企業体取扱要綱（平成31年告示甲第19号）において規定する共同企業体により施工する工事
- (3) 特記仕様書等に兼務対象工事としないと明示がある工事

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和4年10月19日市長決裁)

この要領は、令和4年11月1日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則 (令和5年3月16日市長決裁)

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同年1月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

現場代理人の常駐義務緩和に関する照会兼回答書

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
現場代理人氏名	

この工事は、現場代理人の兼務を認める工事であるか伺います。

年 月 日

受注者 住所
氏名

この工事の現場代理人については、

兼務を認めます。 (ただし、事前に兼務工事の内容及び連絡先を報告してください。)

兼務を認めません。

(理由：)

年 月 日

発注者

様式第2号（第6条関係）

現場代理人の兼務届

発注者 宛て

工 事 名	
工 事 場 所	
現場代理人氏名	
現場代理人連絡先	(緊急時)
	(上記以外)

上記工事の現場代理人は、下記の工事の現場代理人を兼務します。
 なお、着任の上は、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第4条の規定を遵守し、適切な業務を行うことを誓約します。

年 月 日

受注者 住所

氏名

記

兼務する工事名	
工 事 場 所	
工 期	
監 督 員	(所属)
	(氏名・連絡先)

兼務する工事名	
工 事 場 所	
工 期	
監 督 員	(所属)
	(氏名・連絡先)

注) 現場代理人となっている工事について、兼務が可能なものであることを確認できる書類（入札公告等又は現場代理人の常駐規程緩和に係る照会兼回答書）を添付すること。